

裁 定 通 知 書

第 号

下記のとおり裁定したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣  
都道府県知事



|                                 |                                                         |       |   |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------|-------|---|
| 根 拠 法<br>給 付 の 種 別<br>国 債 の 名 称 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法<br>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金<br>第 回特別弔慰金国庫債券 |       |   |
| 券 面 種 別                         | 円 券                                                     | 国債の記号 | 号 |
| 死 亡 者                           |                                                         |       |   |
| 請 求 者                           | 年 月 日生                                                  |       |   |
| 住 所                             |                                                         |       |   |

注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。

なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。